

令和4年度 第3回

泉南市都市計画審議会記録

泉南市都市整備部都市政策課



## 令和4年度第3回泉南市都市計画審議会

1. 日時 令和5年2月16日(木)  
午後6時00分から午後7時00分まで
2. 場所 泉南市役所 本館2階 大会議室
3. 出席者 川角 典弘、下村 泰彦、八島 雄士、中野 吉次、  
石橋 正敏、大森 和夫、竹田 光良、田畑 仁  
居倉 順子、古谷 美枝子、山本 正雄
4. 審議会から出席を要請された者
5. 事務局職員として出席した者  
都市整備部長 伊藤 好幸  
市民生活環境部 参事 兼 産業観光課長 兼 農業委員会事務局長 阿波屋 幸喜  
都市整備部次長 兼 都市政策課長 市川 裕康  
都市整備部 都市政策課 課長代理 兼 都市政策係長 奥野 誠也  
主任 小西 至一  
主任 赤井 理恵、係員 古谷 悠里子
6. 本審議会に報告された案件
  - ・第1号議案 「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(泉南市決定)」について(付議)

会長

みなさん、こんばんは。ご案内の時刻になりました。  
ただ今から、令和4年度第3回泉南市都市計画審議会を開催いたします。  
それでは、審議に入る前に、事務局から委員の出席状況を報告していただきます。

事務局

本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。本日は、委員12名中10名の出席をいただいております。当審議会の定足数は、審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上となっております。従いまして、当審議会は適法に成立しております。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしました、第1号議案資料とは別に、お手元に、本日の会議次第、会議資料、委員名簿を配布させていただきました。ご確認いただき、不足がございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、各委員のご紹介をさせていただきます。

まず、審議会条例第2条第2項第1号の規定による委員でございますが、当審議会会長の大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授の下村 泰彦（しもむら やすひこ）委員でございます。

会長職務代理の和歌山大学システム工学部の川角 典弘（かわすみ のりひろ）委員でございます。

和歌山大学観光学部教授の八島 雄士（やしま ゆうじ）委員でございます。

泉南市農業委員会会長の中野 吉次（なかの よしつぐ）委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第2号の規定による委員で、  
市議会議員の石橋 正敏（いしばし まさとし）委員でございます。  
市議会議員の大森 和夫（おおもり かずお）委員でございます。  
市議会議員の竹田 光良（たけだ みつよし）委員でございます。  
市議会議員の田畑 仁（たばた ひとし）委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第4号の規定による委員で、  
古谷 美枝子（ふるや みえこ）委員でございます。  
山本 正雄（やまもと まさお）委員でございます。  
居倉 順子（いぐら じゅんこ）委員につきましては、少々遅れるとのご連絡をいただいております。また、中脇委員につきましては、本日欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、本日出席しております市職員を紹介させていただきます。  
副市長の阿児でございます。  
市民生活環境部参事 兼 産業観光課長、並びに農業委員会事務局長の阿波屋でございます。  
都市整備部より  
部長の伊藤でございます。  
都市政策課 課長代理の奥野でございます。  
都市政策課 主任の小西でございます。

都市政策課 主任の赤井でございます。

都市政策課 係員の古谷でございます。

そして、わたくし都市整備部次長 兼 都市政策課長の市川でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がありましたとおり、本審議会は適法に成立しております。それでは、審議会の開催にあたりまして、阿児副市長より一言ご挨拶をお願いいたします。

副市長

本市副市長の阿児でございます。本来ですと山本市長がこの場に参席いたしましてご挨拶させていただくべきところですが、あいにく他の公務が入っておりまして、私が変わりにお伺いさせていただきました。代わりにご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、平素から本市の諸行政、とりわけ都市計画行政の推進に対し、深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

第1号議案の「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきましては、市街化区域内の一定の農地につきまして、これらを保全することにより、農業と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的とし、都市計画決定を行っているところでございます。今回、生産緑地地区の解除等に伴い、都市計画の変更を行う必要がございますので、ご審議をお願いするものでございます。

詳細につきまして、後ほど、担当から説明させますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をお聞かせくださいますよう、お願いいたします。以上、簡単ではございますが、開催のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、最後までよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

阿児副市長は、公務のためここでご退席と伺っております。ありがとうございます。

事務局

それでは、第1号議案「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、ご説明いたします。これまでお聞きいただいている方もいらっしゃると思いますが、生産緑地地区の概要について改めてご説明いたします。

生産緑地地区とは、農地等を市街化区域内の貴重な「みどり」や「オープンスペース」として評価し、永続的な保全を図ることにより、農業等と調和した良好な都市環境の形成を図る、都市計画の土地の区分のことです。

泉南市において生産緑地地区の指定は、土地所有者等の同意に基づき、都市計画手続きを経て、平成4年に指定されました。

生産緑地地区の変更、廃止及び追加指定があった場合の手続きの流れにつきましては、両

面印刷となっております資料の別紙 1, 2 をご覧ください。

では、生産緑地の買取申出の手続きについてご説明いたします。追加で資料を配布しておりますが、前のスライドをご覧ください。「買取申出の事由」とは、生産緑地法において、

- ① 指定後 30 年を経過した場合
- ② 主たる従事者が死亡した場合
- ③ 主たる従事者が心身の故障により農業に従事できなくなった場合

以上の三つの事由が規定されております。

いずれかに該当し、所定の手続きを経て生産緑地の制限を解除をすることができます。

なお手続きについては、事前協議を経て、所有者から市長に対して、買取申出書を提出していただきます。買取申出書が提出されますと、買取りの検討に入ります。

申出に係る生産緑地が、市の公共施設の用地として必要か否か、庁内の関係部署で検討いたします。また、府道沿いなどの箇所については、大阪府にも買取り希望の有無について照会をします。それらの結果、「買い取る」、「買い取らない」の判断を行います。

照会の結果、「買い取る」ことになった場合は、フロー図の左側に基づくことになり、所有者に対し、「買い取る旨の通知」をします。その後、協議等を行った後、「都市計画の変更」を行います。一方、「買い取らない」ことになった場合は、フロー図の右側に基づくことになり、所有者に対し、その旨の通知をします。この場合は、農業委員会に対し、申出に係る生産緑地を購入し、引き続き農業を続ける希望者の「斡旋」を依頼します。斡旋が成立した場合は、フロー図にあります「あっせん成立」の流れになり、生産緑地として存続することになります。斡旋が成立しなかった場合は、フロー図にあります「あっせん不調」の流れになり、買取申出の日から 3 か月後に生産緑地としての行為の制限の解除がなされ、宅地化等の転用が可能になります。

買取申出だけではなく、新規追加指定も行っております。今回の募集期間においても、ご意向のある方の相談を承っておりますが、本日の議案には追加指定はございませんので、説明は省略させていただきます。

それでは、議案書をご覧ください。

議案書の 1 ページは、今回、買取りの申出が提出されたことにより都市計画変更する生産緑地地区の一覧表です。

1, 男里 34 号から 10, 新家 24 号までの計 10 地区です。

議案書の 3 ページ、4 ページの「新旧対照表」をご説明いたします。

4 ページの表の下段に、「泉南市合計」としまして、上下二段書きで、変更前と変更後の合計をお示ししております。上の段、現在、215 地区、約 60.64ha の生産緑地地区を、今回、下の段、210 地区、約 59.14ha に変更し、約 1.5ha の減少となります。

議案書 6 ページをご覧ください。今回変更する 10 地区の位置をお示ししております。

次のページ以降にて、それぞれの変更内容の概要をご説明いたします。

まず 7 ページです。男里 34 号を廃止するものです。

今回変更する生産緑地部分を縦じまで示しています。

約 0.16ha の生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として買取申出がなされ、生産緑地とし

ての行為制限の解除に至っているものです。

8 ページです。男里 44 号を廃止するものです。

約 0.06ha の生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として買取申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

9 ページです。馬場 2 号を廃止するものです。

約 0.09ha の生産緑地は、主たる従事者の死亡を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

10 ページです。信達牧野 17 号及び信達牧野 18 号の一部を廃止するものと、信達牧野 36 号を廃止するものです。

信達牧野 17 号約 0.05ha の縦じま部分の生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、信達牧野 18 号約 0.23ha の縦じま部分の生産緑地は、主たる従事者の死亡を理由として、買取申出がなされ、信達牧野 36 号約 0.1ha の縦じま部分の生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取申出がなされ、それぞれ生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

11 ページです。信達市場 16 号の一部を廃止するものです。

縦じま部分の約 0.04ha の生産緑地は、生産緑地法第 8 条第 4 項の規定により、通知のあった当該道路が同法第 2 条第 2 項の規定による公共施設に該当する為、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

12 ページです。新家 12 号を一部廃止するものです。

縦じま部分の約 0.4ha の生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

13 ページです。新家 21 号の一部を廃止するものです。

縦じま部分の約 0.05ha の生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

14 ページです。新家 24 号を廃止するものです。

縦じま部分の約 0.32ha の生産緑地は、2 筆あり、一筆は主たる従事者の死亡を理由として、もう一筆は主たる従事者の故障を理由として、買取申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

第 1 号議案「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」についての説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### <質疑応答>

会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

委員 (A)

生産緑地というのは、緑がありオープンスペースがあり、貴重な存在だという事で、残す為に政策を取られているのだと思いますが、出来れば廃止は避けるべきだと思うのですが、その

へんはどう考えたらいいのか。輸入が難しくなってきた、食料品が高騰する。日本国内で農業ができる体制にしていきたい。議員として思うのは、学校給食で地場産業のものを食べていただきたい。その為には農業の振興が大事だし、農地の確保は大事だと思うのですが、そのへんをどうお考えでしょうか。

#### 事務局

生産緑地の保全ですが、生産緑地は個人の方がお持ちの農地等でございます。所有者または農業をされている方の営農行為によって緑地を担保されているというところがあります。所有者の方に対して能動的に義務を課すというところも色々ありますので、制限を外す事由というのも発生しますから、「外したら困ります」というような類いのものではない、というのが実際の生産緑地の状況です。もともと市街化区域は、ご存じの通り田んぼをなくして宅地化していこうということで進んできたのですが、最近考え方が変わってきて、都市農地は都市にあるべきものという位置づけに変わってきています。農作物を出荷される方と、自分達で消費して終わる方而言えば、生産緑地は面積的に少ないので、自分達で消費して終わる方が多いです。一方、市街化調整区域は農地の面積が広いので、生業としてされている方も減ってはいるものの、農業として進められていると考えています。

#### 委員 (A)

農機具も高いと聞くし、相当な支援がないと厳しいと思います。街中に緑があるとほっとするので、増やせる議論が出来ればと思います。追加指定はあるのですか。

#### 事務局

増やすのはなかなか難しいといいますが、個人の持ち物なので、個人の選択によります。ただ、都市農地貸借法というものが出来たので、別の方に生産緑地を使っていただくという計画を市に提出してもらえると、生産緑地を貸借する事が出来るようになりました。生産緑地をやめると、納税猶予がなくなって税金を納めなくてはならないようになっているのですが、平成30年頃にそういう制度が出来たので、貸借の場合は納税猶予がそのまま継続できるようになりました。今回の令和3年度に提出いただいた案件には、追加指定はなかったのですが、令和4年度に受け付けている案件には、2件程追加の相談がありましたので、来年度の秋頃の審議会にお諮りし、認められれば生産緑地となります。

#### 事務局 (A)

会長にお願いしたいのですが、農業、緑のオープンスペースを保てるにはどうしたらいいか。先進都市はどうしているか、泉南の中で何か出来ることはないか等、学校給食に活用してもらえるような積極的な提案や、そういうふうにもって行って頂ければと思うのですが。

#### 会長

ありがとうございます。農業空間と農空間とは、事務局の説明にもありました通り、少し違うのかなど。農業は生業ですので、それを流通に乗せるとか、学校給食に使用するというのは、市街化調整区域がそれを担っているというお話です。市街化区域内には、生産緑地と生産緑地



ではない農地があります。なぜ分けているのかというと、生産緑地にすると税金が安くなるわけです。その代わりに、すぐ駐車場や宅地には出来ません。生産緑地でない農地は宅地並みの税金で、ただし、すぐに駐車場にしたり出来るわけです。出来るだけ農業を続けていただく為の生産緑地の指定なのです。10m×50mの500㎡、最近は変えたんですよね？10m×30mで作った農作物を、売ってどうこうする面積ではないのです。農業が成り立たないくらいの面積です。市街化区域内ですので、市街化をどんどん促進しようという地域指定しているところに、建て詰まったら防災面、逃げる場所や、ちょっとした遊びの空間、レクリエーションの空間がだんだん位置付けられて、農業ではなくて、農の空間、緑地として位置付けるというお話を先ほどされました。委員がおっしゃるように学校給食もそうですし、私も絶対に農を残していった方が良いと思っているのですが、それは調整区域でお願いして、オール市として農業政策を高めながら、都市計画でどこまで出来るのか。そういうところで合わせ技でやっていかないと、なかなか生産緑地で農業生産するとなれば、違う制度を取り上げて、面で動かして広くして一括共同体でしないと、この会議室の2~3倍の面積でお米を作って売れるのか。なかなか難しいのが実際の生産緑地の実情ですね。都市の空間、空き地としては有効ですし、自分のとこで食べる分は自分のとこで作る規模です。地場産業、地産地消は大事な話ですが、それは調整区域でお願いして、生産緑地としての議論はちょっと違うところです。そういう認識ですので、農業的視点は、調整区域に任せるようになっていこうかと思えます。

委員 (A)

わかりました。

会長

本日、10か所の解除が出てきているわけですが、私から質問してよろしいでしょうか。12ページ目の新家12号に斜線の箇所が3つあるのですが、これはすべて新家12号という理解でよろしいでしょうか。これによって、こういうところは道連れ解除にならないでしょうか。300㎡超えていますか。どういう質問かといいますと、ここが解除されることによって、残る部分が300㎡ないと、農業を続けたいのに継続できなくなるのが「道連れ解除」になるわけです。

事務局

その部分のデータは今ないので、300㎡を超えているか、一団とみなしているかのどちらかだと思います。

会長

今の説明は、残る部分だけで300㎡を超えているか、もしくは、ここ(新家12号全体)が一団とみなしている、という事ですね。一団とみなしているのであれば解除にしないので、どっちかで見ているので大丈夫だという事ですね。

事務局

はい。

会長

それ以外は、十分な規模を有していますので、道連れ解除でお気の毒になられる方はいらっしやらないようですので、安心したわけです。ほかに、何かご質問のある方はいますか。

委員 (B)

勉強不足で申し訳ないですが、今回は10地区、1.5ha 泉南市から生産緑地が減るんですね。これからどんどん減っていくんでしょ。前回の審議の時は、何地区何ha減ったんですか。30年経って、一気に減ることになるんでしょうか。

事務局

昨年の審議会では、0.88ha減りました。今年は少し多くて1.5ha減りました。B委員がおっしゃったように、平成4年8月に一番最初の指定を行いましたので、今までは病気になるかお亡くなりになられたかで解除出来たのですが、令和4年の8月で30年を理由に解除出来るようになりました。30年を理由にした買取申出がそこそこ出ております。令和4年4月から現在の時点で31件、面積としては約3.2haの買取申出がございまして、そのうち約75%が30年を理由に、面積としては約2.5haです。特定生産緑地に移行されるかのご連絡の際、続けますかどうかというご意思を確認しているので、その際、続けないと判断された方は、30年を待って解除し別の使い方をすると判断されている状況です。来年の都市計画審議会の際、解除される分は多いです。ただ、30年を理由に解除を待っておられた方は一気に解除されると思うので、今後もずっとそのペースで、という事はないのではないかと想定しております。

委員 (B)

大変よくわかりました。

会長

一度指定したら30年生産緑地として持ち、今後は10年刻みで特定生産緑地に移行していくようになりました。今まで農業をやりながら税金が安く済んでいた方は、特定生産緑地に移行して頂くと、今の生産緑地がかなり残るのですが、年配になってきてなかなかしんどいという事になってきたら、やはり転用といいますか、駐車場や住宅等、売ったり、だんだんと市街化が増えてくる。懸念する事ではあるのですが、強制的に残すという事にはいかないわけです。

事務局

特定生産緑地への移行状況について、数字が確認できました。平成4年に生産緑地に指定したもののうち、約85%が特定生産緑地に移行していただいております。減るとしても15%です。

委員 (B)

勉強になりました。ありがとうございます。

会長

10年間は農地として残るという事、後を継いでやってい頂ける方がいたらいいのですが、10年経つとまたご希望が変わるという可能性はあります。

委員 (C)

一点だけよろしいでしょうか。ご説明頂きよくわかりました。今後10年単位という事なのですが、特定生産緑地に移行する場合の申請率は出ているのでしょうか。もう一点お聞きしたいのは、買取申出があった場合、行政が買取るか買取らないか、まず判断をするわけなのですが、ほぼほぼ行政が新たな土地を買取って、改めてそこに公共施設を、というのではないと思うのです。今回も農業委員会に斡旋したけれども、不調ということで、廃止か区域変更ということになっていると思うのですけれども、今後の見通しとして、斡旋してもなかなか難しいのではないかと思うのですが、その辺の見解をお聞かせください。

事務局

申請ですが、85%移行して頂いているのですが、現所有者に対して、何度も通知して、書留で送ったりしたのですが、連絡がつかない方が数件いらっしゃいました。平成5年に追加した方は一桁台います。その後も追加指定はなかなかしていないので、大きな作業は、令和4年に特定に移行した分で完結していると言えます。斡旋ですけれども、買って農業をするという方はなかなかいらっしゃらないです。制度が出来た当時は、バブルがまだ少し続いていたので、市や府や国が、公共事業や代替地として購入する事があったのですが、生産緑地を買うという事は大阪ではほぼないです。東京の世田谷区にも生産緑地はございまして、買って公園にしたという事があると聞いております。今のところ、市で買うという事はないのですが、全体的に緑・公園の状況も踏まえて、今後大きな公園があるという事になれば、変わってくることもあるかもしれませんが、現段階では、市で買取るという事はないのかなと思います。

会長

ありがとうございます。全国的にどんどん減少してきているという事が起こっている状況ですので、泉南市としても、本当は残したいのですがなかなか大変な状況というのが、今のお話からわかりました。他に何かご質問はございますか。

委員 (D)

生産緑地を防災拠点として出来ないのですか。

事務局

いわゆる防災農地ですが、おそらく指定できない事はないと思います。ご協力いただけたところに対して、何か手立てがあるかと言われるとないです。

委員 (D)

それを考えて欲しいのです。

## 事務局

生産緑地でないところで、協力農地はやっているんですかね。生産緑地では、善意で申請して頂いて看板を上げるということではしか想像できる範囲ではないです。他の市で、防災農地をされているところがあるので、また勉強させていただきます。貸借関係であれば計画書が出てくるのですが、通常の実産緑地では取り決めはなかなか出来ないで、農業委員会のお知恵もお借りして検討したいと思います。

## 委員 (D)

なんとかやってもらわなければ、買取ばかりになると困ります。緑地は緑地として残したいというのがありますので、残せる方策を考えて頂きたいと思います。

## 会長

都市防災というのは非常に大事な視点で、防災の為の農地、防災の為の街区、あとは防災公園、そういう風な都市の空き地、オープンスペースがいかに大切かというのはあちこちで言われています。先ほどの斡旋ですが、法改正で、農地もレンタル出来るようにはなっていますが、土地を担保出来るかと言われると、取得しないと出来ないのが実情です。川からの氾濫、洪水は都市の中では起こりうる話ですので、総合的に考えていく必要があると思います。公園に整備しようという場合には、一番小さな都市公園でいうと 2.5ha (25,000 m<sup>2</sup>) 必要という基準がございます。小さな公園が増えて、それが有効かという、管理が大変ですのでなかなか。事務局は大変かもしれませんが、農地の勉強になる資料を 10 分、20 分でも入れていただくといいかなと思います。

## 委員 (E)

今のお話にありました買取申出は赤いラインの方だけで、青いラインはないという事でよろしかったでしょうか。買取るものはないという事でよろしかったでしょうか。

## 事務局

その通りです。

## 委員 (E)

そうなってくると、都市計画審議会で議論する時に、区画変更の是非を決めるときに、会長がおっしゃったような公開空地としての準用性であるとか、都市計画上空地として維持すべきなのか、基準がないと判断しかねるのかなと思っています。30 年経過ということで廃止になってしまうと、例えば人口密集地で空地が必要であるという資料、ないしは、延焼類焼を防ぐという防火上の資料、会長がおっしゃったように、農地としての機能と都市計画上の機能の視点の資料をもう少し加えて頂くと、「ここは残しとかなあかん」とか、もしくは、「ここは農地としての役割が終わったから宅地になってもいいのではないかな」という判断がつくのではないかなと思っています。以上です。

会長

ありがとうございます。大事なお話なのですが、正直そこまで都市の密集度合い、建物の用途、いわゆる土地利用というのですかね、その状況の中で空地の在り方、公園の在り方、必要に駆られて買取をやるというところは、実際お金の問題もあったりして出来ていない状況かと思います。現在、泉南市の単価はだいたい1㎡いくらくらいですか。例えば10万円として、都市公園で一番小さな街区公園を標準面積2,500㎡で造るなら、2億5000万円。公園つくるのに、1㎡あたり1万円～2万円なので、約5000万円。約3億かけたら一個公園が出来るわけです。お金ばかり言っていたらだめなので、安全性、快適性を考えると、どこを基準にするのが大事で、都市計画としての位置づけで、今はなくなっていますが、街区公園というのはコンパスで半径250mの圏域を描いて行って、公園がないところには補足していったほうがいいのですが、ここにはないから買い取った方がいいとか、判断基準を明確にしながらデータを出していただいて、ここは解除してもいい、ここは解除せず置いといて、という事をここで判断出来るのか。やりすぎると怖いなというところもありがとうございます。生産緑地をどう判断するかという事をこの審議会でも求められている、皆さんにご相談に乗って頂きながら決めていくプロセスになろうかと思います。お金の話は、事務局は話しにくいと思います。他いかがでしょうか。審議会でも出来る範囲というのは、提案を受けて、いろいろ勉強しながら答えを出していく。逆にお願いしますというふうになるかと思います。だいたいのご意見が出たと思いますので、それでは採決に入らして頂こうと思います。今回の生産緑地に係る原案を承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員が挙手>

会長

全員の方に賛成いただきましたので、原案通り承認することといたします。なお、本日の案件の答申につきまして、私に一任させて頂く事によろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日予定しておりました案件は、本件一件でございます。これで終了させて頂きたいと思います。事務局、何がございますか。

事務局

本日はありがとうございました。令和4年度から都市計画マスタープランの改定作業に入っております。市民に2000通のアンケートを送付し、約40%回答を頂いています。関心を持って頂いているのはありがたく、なかなか4割もアンケート返ってこないのが、通常2割とされているのですが、それを現在解析しております。進捗具合を都市計画審議会でご報告していきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

会長

ありがとうございます。それでは、令和4年度第3回都市計画審議会を終了したいと思います。本日は遅い時間帯の中、ご参加ありがとうございました。

午後7時4分終了